

## 新たな民間資格「遺言執行士」誕生

～お盆に家族で向き合う、相続＝争族にならないための予防策～

平成 27 年 7 月 28 日

一般社団法人 日本遺言執行士協会

日本遺言執行士協会は、高齢者社会の相続問題に実際に取り組む司法書士グループが、遺言者の意思を最大限尊重し、相続人のために正確・迅速な遺言執行することで、遺産相続をめぐる紛争を予防し、円滑な資産移転を図り、広く社会に貢献することを目的として設立しました。

日本では、遺言執行者に誰でも就任することができます。しかし、遺言書に記載されている通りに正確・迅速に執行するには、それなりの知識と技能を必要とします。

また、相続人が自ら遺言執行を行うことにより生じる相続人間の争いを回避するためにも、第三者の立場で遺言執行を行える専門家が必要であると考え、当協会では「遺言執行士」資格を新たに創設しました。

被相続人の超高齢化に伴い相続人も高齢化し、相続人が遺言の内容に従って適切な執行を行うことが困難になる事例も日々増えているため、今後、「遺言執行士」資格の専門性の高い知識・技能のニーズは確実に高まると考えます。

日本遺言執行士協会 (<http://igon.co.jp/>) は、新たな民間資格「遺言執行士<sup>®</sup>」の第 2 回資格試験を平成 27 年 11 月 1 日に実施いたします。受験料は 7 千円 (消費税別)。

※10 月 20 日までに申込書が事務局に到着し、受験料の振込が確認できる必要があります。資格の性質上満 18 歳以上の方を対象とします。

### 【資料請求、受験申し込み】

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 28 号

クリムゾン永田町ビル 6 階

一般社団法人日本遺言執行士協会 事務局 担当下畠

電話 03-6273-3941 FAX 03-5251-4278